平成２２年（フ）第４４３０号
大阪府吹田市山田南30番16―410号
債務者　永友　浩文
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１２号
大阪市西成区南津守３丁目４番21号　加山文化
債務者　東　　光一
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２４号
大阪市淀川区東三国４丁目19番31号　延山マンション201号
債務者　廣原五十鈴（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５３号
大阪市東成区大今里南３丁目２番18―303号
債務者　播野　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８６号
大阪市天王寺区東高津町４番８号
債務者　笠谷　幸男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１９号
大阪府豊中市小曽根５丁目８番30―403号
債務者　武田　育子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５５号
大阪市旭区高殿２丁目９番17―804号
債務者　大西　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７６３号
大阪市鶴見区安田３丁目４番９号
債務者　細川エミ子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７３号
大阪府門真市一番町10番６―506号
債務者　井上富美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９１号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―202号
債務者　岸上　円香
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０５号
大阪府東大阪市衣摺３丁目８番９号
債務者　松本　雄介
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１４号
大阪市都島区都島中通２丁目18番14号
債務者　足立まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２７号
大阪府大東市北条２丁目12―12、住民票上の住所大阪府大東市南楠の里町６番９号
債務者　神田　雅惠
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３３号
大阪府東大阪市花園東町１丁目７番22号
債務者　山本　紀子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７９号
大阪市城東区今福西１丁目15番９号
債務者　西川　貴志
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８０号
大阪市城東区今福西１丁目15番９号
債務者　西川志津江
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２７号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目４番３―406号
債務者　今次　正人
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２８号
大阪府枚方市大峰南町32番23号
債務者　春日真美子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部